

医薬総発0919第1号  
令和7年9月19日

豊島区保健所長 殿

厚生労働省医薬局総務課長  
( 公 印 省 略 )

貴管内で過去に営業を行っていた薬局に関する情報提供について（照会）

貴管内で過去に営業を行っていた下記薬局について、別紙の各項目を令和7年9月26日（金）までに、文書で御回答下さいますようお願いいたします。

なお、この照会によって得られた情報は東京地方裁判所令和7年（行ウ）第20号、同第32号の地位確認等請求事件における証拠書類になり得ることを申し添えます。

記

薬局名称： 池袋セルフメディケーション  
所在地： 東京都豊島区東池袋1-45-5 A1ビル103

担 当 末永、山下  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
メール [REDACTED]  
TEL:03-5253-1111 (内線 [REDACTED])  
[REDACTED] (直通)

## 別紙

1. 当該薬局の許可年月日及び廃止年月日
2. 当該薬局に対する貴自治体による立入検査等に基づく行政指導等に関して、
  - (1) 立入検査等に基づく行政指導の実績の有無（有の場合は、指導内容と立入検査実施日）
  - (2) 当該薬局における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）その他関係法令に関する違反の有無（有の場合は、違反内容と措置内容、措置年月日）
  - (3) （（2）があった場合）当該薬局及び薬局開設者ならびに勤務する薬剤師等に対する薬機法その関係法令に基づく行政処分の実施の有無
  - (4) その他、照会薬局に対して行われた薬事監視上の指導の実績の有無
3. 現在、国は当該薬局を含む複数の薬局開設者から訴訟を提起されており、当該訴訟における陳述書等においては、貴所の当該薬局の対応について触れられているところ、以下の点について回答されたい。
  - (1) 原告らは「薬局医薬品通知に違反したこと等を理由とする立ち入り検査を頻繁に受けていた」と主張しているが、その事実関係について
  - (2) 「時には予告なく一度に5人の職員が訪れて「在庫の全量を確認する」といった対応がなされた」と主張しているが、その事実関係について
  - (3) 「原告長澤薬品代表者はそれらに対応するため患者等への店頭対応ができなくなる」と主張しているが、その事実関係について
  - (4) 「抗生物質の残り6錠が事務用キャビネットから見つかった際には・・・1時間近く追及されました」と主張しているが、その事実関係について
  - (5) 「保健所の厳しい監視が始まりましたが、その影響か、薬局経営における生命線である医薬品の仕入が困難でした」と主張しているが、その事実関係について
  - (6) 「販売データや在庫記録の全てを今週中に提出せよと突然要求され」と主張しているが、その事実関係について